

改正

令和7年5月26日門真市規則第31号

門真市立総合体育館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、門真市立総合体育館条例（平成28年門真市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間外に利用許可を行うことができる特別の理由)

第2条 条例第4条第2項の規則で定める特別な理由とは、次に掲げる場合とする。

(1) 本市又は門真市教育委員会（以下「委員会」という。）が主催し、又は共催する行事その他市長が特に認める行事の場合

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に開館時間外に利用の許可を行うことが適当と認める場合

(事前登録)

第3条 条例第6条第1項の規定により門真市立総合体育館（以下「総合体育館」という。）を利用しようとする者（団体で利用しようとする者に限る。以下この条から第12条まで（第9条及び第10条を除く。）において同じ。）は、あらかじめ、指定管理者（条例第2条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の定めるところにより、住所、氏名その他の事項について指定管理者に登録しておかなければならない。ただし、条例第10条の規定により総合体育館を利用しようとする者（以下「目的外利用者」という。）については、この限りでない。

(利用許可の申請等)

第4条 総合体育館の利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者若しくはその許可に係る事項を変更しようとする者で前条本文の規定による登録を受けたもの（以下「登録者」という。）又は目的外利用者は、門真市立総合体育館利用許可・変更許可申請書（様式第1号。次項において「申請書」という。）を指定管理者に申請しなければならない。

2 申請書の受付は、利用しようとする日（以下「利用予定日」という。）の属する月の2箇月前の月の初日から行うものとする。ただし、市長が別に定めるところにより市外の団体等（本市の区域内に在住し、在勤し、又は在学する者（以下「市民」という。）が過半数で構成する団体等以外のものをいう。）であると指定管理者が認める登録者（以下「市外登録者」という。）又は

目的外利用者については、利用予定日の属する月の1箇月前の17日から行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、市長の承認を受けて受付期間を変更することができる。

4 第1項の規定による申請に係る利用許可の決定については、次条第2項又は第3項に定める期日及び方法に従い行うものとする。

(利用許可の申請の特例)

第5条 前条の規定にかかわらず、登録者は、市長が指定する情報通信を利用した総合体育館の利用の許可の申請等に係る事務を処理するためのシステム（以下「予約システム」という。）により利用許可の申請をすることができる。

2 前項の規定による利用許可の申請（以下「予約システムによる申請」という。）は、市内の団体等（市民が過半数で構成する団体等をいう。）であると指定管理者が認める登録者（以下「市内登録者」という。）にあっては利用予定日の属する月の2箇月前の月の17日の午前9時以後、市外登録者にあっては利用予定日の属する月の1箇月前の月の17日の午前9時以後に行うことができる。この場合における利用許可を受ける者の決定は、先着順によるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市内登録者に係る予約システムによる申請は、利用予定日の属する月の2箇月前の月の初日の午前5時から当該月の8日の午前2時までの間において行うことができる。この場合における利用許可を受ける者の決定は、当該期間内に予約システムによる申請を行った者による抽選によるもの（予約システムによる申請を行った者が複数いない場合にあっては、当該予約システムによる申請を行った者とする。）とする。

(本市の行事等による利用許可の申請の受付の特例)

第6条 前2条の規定にかかわらず、本市又は委員会が主催し、又は共催する行事その他市長が特に認める行事に係る利用許可の申請は、前2条に規定する期日前においても行うことができる。

(予約システムにより利用許可を受けたことの確認)

第7条 第5条第3項の規定により行う予約システムによる申請をした登録者は、利用予定日の属する月の2箇月前の月の16日までに、予約システムにより利用許可を受けたかどうかを自ら確認しなければならない。

2 予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録者が利用予定日の属する月の2箇月前の月の16日までに確認及び確認後の手続を執らないときは、当該予約システムによる申請を取り下げたものとみなす。

(利用許可書の交付等)

第8条 指定管理者は、総合体育館の利用を許可したときは、申請者に門真市立総合体育館利用許可・変更許可書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）を交付する。

2 利用許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、総合体育館の利用に際して、利用許可書を総合体育館職員に提示しなければならない。ただし、予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録者にあつては、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、予約システムによる申請をした登録者に利用許可をするときは、予約システムによりその旨を当該申請をした者に応答することによって、利用許可書の交付を行ったものとみなす。

4 指定管理者は、利用許可をしない場合は、前条第1項の規定による確認に対し応答をするほかは、その旨を通知することを要しない。ただし、予約システムによる申請をした登録者から利用許可をしない旨及びその理由を記載した書面の交付を求められたときは、指定管理者は、速やかにこれを交付する。

（個人利用の申請等）

第9条 総合体育館を個人で利用しようとする者（以下「個人利用者」という。）は、利用する日に門真市立総合体育館個人利用許可申請書（様式第3号）を指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定により申請した個人利用者は、総合体育館利用券を購入し、当該利用券を総合体育館職員に提示するものとする。

3 前項の利用券の有効期間は、その購入した日限りとする。

4 第1項の規定にかかわらず、トレーニングルームを利用しようとする者は、トレーニングルーム一時利用券・回数券・定期券交付申請書（様式第4号）を指定管理者に申請し、一時利用券、回数券又は定期券（以下「一時利用券等」という。）の交付を受けるものとする。

5 前項の規定により一時利用券等の交付を受けた者は、トレーニングルームを利用するときに当該一時利用券等を総合体育館職員に提示するものとする。

（利用時間）

第10条 総合体育館の利用時間は、1利用につき3時間（幼児体育室にあつては1時間）を限度とする。ただし、本市若しくは委員会が主催し、若しくは共催する行事その他市長が特に認める行事のため利用する場合又は指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けてこれを変更することができる。

2 総合体育館の利用時間は、利用許可を受けた時間内とし、準備、練習及び原状回復等の一切の

時間を含むものとする。

(利用の辞退)

第11条 利用者が総合体育館の利用を辞退しようとするときは、遅滞なく門真市立総合体育館利用辞退届（様式第5号）に利用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録者は、予約システムによって利用許可の辞退を申し出ることができる。

(特別設備の設置の申請)

第12条 条例第11条第1項の規定により特別の設備を設置しようとするときは、第4条第1項の規定による利用許可の申請に併せて申請しなければならない。

2 前項の特別の設備の設置に係る費用は、利用者の負担とする。

(総合体育館職員の立入り)

第13条 指定管理者は、総合体育館の管理運営上必要があるときは、総合体育館職員をして利用中の施設に立ち入らせることができる。この場合において、利用者はこれを拒むことができない。

(入館の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合体育館の管理運営上支障があると認められる者

(遵守事項)

第15条 利用者及びその利用に伴う入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 総合体育館の建物、設備及び器具等（以下「建物等」という。）を破損し、若しくは汚損し、又は滅失しないこと。
- (2) 総合体育館の利用を終了したとき又は利用許可が取り消されたときは、直ちに利用場所を原状に回復し、総合体育館職員の点検を受けること。
- (3) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合体育館職員の指示に従うこと。

(汚損等の届出)

第16条 利用者は、総合体育館の建物等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失させたときは、直ちに門真市立総合体育館建物等汚損等届（様式第6号）を指定管理者に提出し、その指示に従わな

ければならない。

(利用後の点検)

第17条 利用者は、条例第12条第1項の規定により、利用場所を原状に回復したときは、直ちに総合体育館職員の点検を受けなければならない。

(駐車場の利用)

第18条 駐車場を利用しようとする者は、車両を駐車した際に駐車券の交付を受けるものとする。

(駐車券の紛失の届出等)

第19条 前条の規定により駐車券の交付を受けた者は、当該駐車券を紛失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(長期駐車車両等)

第20条 市長及び指定管理者は、駐車場に正当な理由もなく長期に駐車している車両（以下「長期駐車車両」という。）の使用者、所有者その他の長期駐車車両の引取義務を有する者に当該長期駐車車両の引取りを請求することができる。

2 駐車場内における車両間の事故又は車両による事故について、市長及び指定管理者は、その責めを負わない。

(利用料金の納付の特例)

第21条 条例第14条第2項ただし書の特別の理由があると認めるときとは、次に掲げるときとする。

(1) 予約システムによる申請をして利用許可を受けた登録者が次に掲げる方法により利用料金（駐車場の利用料金を除く。）を納付するとき。

ア 口座振替による方法

イ 利用の開始前に納付する方法

(2) 駐車場の利用者が、車両を出場させる際に駐車場の利用料金を納付するとき。

(利用料金の還付の基準)

第22条 条例第14条第4項ただし書の規則で定める基準は、次の表に定めるとおりとする。

区分	還付額
利用者が利用予定日10日前までに利用の辞退をした場合	既納の利用料金に相当する額
利用者が利用予定日の前日までに利用の辞退をした場合	既納の利用料金の5割に相当する額

災害その他利用者の責めによらない理由により、利用できなくなった場合	既納の利用料金に相当する額
指定管理者が特に必要があると認めた場合	指定管理者が必要と認める額

2 利用料金の還付を受けようとする者は、利用予定日の属する月の翌月の10日以降に門真市立総合体育館利用料金還付申請書（様式第7号）を指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の減免の基準）

第23条 指定管理者は、徴収すべき利用料金（駐車場の利用料金を除く。以下この条において同じ。）について、条例第14条第5項の規定により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を減額し、又は免除することができる。

（1） 次のいずれかに該当する場合 利用料金に相当する額

- ア 本市又は委員会が主催し、又は共催する行事のため利用する場合
- イ 主に障害者で構成される団体が利用する場合
- ウ その他指定管理者が特に必要と認めた場合

（2） 次のいずれかに該当する場合 利用料金の5割に相当する額

- ア 主に中学生（義務教育学校の後期課程に就学する生徒を含む。以下同じ。）以下の者で構成される団体が利用する場合
- イ 主に65歳以上の高齢者で構成される団体が利用する場合
- ウ 本市の区域内に在住し、在勤し、又は在学する者で、障害者、中学生以下の者又は65歳以上の高齢者が個人で利用する場合
- エ その他指定管理者が特に必要と認めた場合

（3） 次のいずれかに該当する場合 利用料金の3割に相当する額

- ア 社会教育関係団体が主催する行事のため利用する場合
- イ 地域で活動する団体が主催する行事のため利用する場合
- ウ その他指定管理者が特に必要と認めた場合

2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ門真市立総合体育館利用料金減免申請書（様式第8号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、前項第1号ア及び同項第2号ウの場合にあっては、これを省略することができる。

一部改正〔令和7年門真市規則31号〕

（細目）

第24条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(門真市立総合体育館利用料金に関する規則の廃止)

2 門真市立総合体育館利用料金に関する規則（平成28年門真市規則第50号）は、廃止する。

(市長による管理の特例に係る手続の準用)

3 第3条、第4条、第5条第2項、第8条（第2項を除く。）、第9条第1項及び第4項、第10条第1項、第11条第1項、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第22条並びに第23条の規定は、条例附則第3項の規定により市長が総合体育館の管理業務を行う場合について準用する。

この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条	指定管理者（条例第2条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）	市長
	指定管理者	本市
第4条第1項及び第2項	指定管理者	市長
第4条第3項	指定管理者	市長
	市長の承認を受けて受付期間	受付期間
第5条第2項、第8条（第2項を除く。）、第9条第1項及び第4項	指定管理者	市長
第10条第1項	指定管理者	市長
	市長の承認を受けてこれを	これを
第11条第1項、第13条、第14条、第16条、第19条	指定管理者	市長
第20条	市長及び指定管理者	市長
第22条、第23条	指定管理者	市長

附 則（令和7年5月26日門真市規則第31号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

門真市立総合体育館利用許可・変更許可申請書

年 月 日

許可権者（氏 名）様

住 所
ふりがな
申請者 氏 名
生年月日 年 月 日生
電 話 （ ）

次のとおり門真市立総合体育館の（利用許可・利用変更許可）を受けたいので、申請します。

記

利 用 年 月 日	年 月 日		
利 用 時 間	☐ 午前 時 分から ☐ 午前 時 分まで ☐ 午後 ☐ 午後		
利 用 団 体 名			
利 用 目 的			
利 用 責 任 者	ふ り が な	☐ 申請者と同じ	
	氏 名		
	住 所	電 話 （ ）	
	生 年 月 日	年 月 日生	
	勤 務 先	電 話 （ ）	
	利用予定人数	人	
利 用 施 設 名			
特 別 設 備 の 設 置	☐ 有 ☐ 無		
※ 利 用 料 金	円	領収印	※ 年 月 日
確 認 事 項	☐ 暴力団の利益になるような利用ではありません。 ☐ 施設の利用目的に従って利用します。		

注意

- ※印の箇所は記入しないでください。
- 「確認事項」欄は、該当することを確認した上で、□に✓印を付してください。
- 暴力団の排除を図るため、必要に応じて申請者の個人情報警察に照会することがあります。
- 暴力団の排除を図るため、団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。
- 暴力団の利益になるときは許可しません。また、許可後暴力団の利益になると認められた場合は許可の取消しを行います。

様式第2号（第8条関係）

門真市立総合体育館利用許可・変更許可書

年 月 日

申請者（氏 名）様

許可権者（氏 名）印

年 月 日付け、門真市立総合体育館の（利用許可・利用変更許可）申請について、次のとおり許可します。

記

利 用 年 月 日	年 月 日		
利 用 時 間	☐ 午前 時 分から ☐ 午前 時 分まで ☐ 午後 ☐ 午後		
利 用 団 体 名			
利 用 目 的			
利 用 責 任 者	氏 名	☐ 申請者と同じ	
	住 所	電 話 （ ）	
	勤 務 先	電 話 （ ）	
	利 用 予 定 人 数	人	
利 用 施 設 名			
特別設備の設置	☐ 有 ☐ 無		
許 可 条 件			

様式第3号（第9条関係）

門真市立総合体育館個人利用許可申請書

年 月 日

許可権者（氏 名）様

次のとおり門真市立総合体育館の個人利用許可を受けたいので、申請します。

次のいずれ かに☑を記 入してくだ さい	☐	門真市内在住	
	☐	門真市内在勤	勤務先住所（ ）
	☐	門真市内在学	学校名（ ）
	☐	市外	
住 所			電話番号
氏 名	ふりがな		利用内容
			利用区分（☑を記入ください）
利用施設（☑を記入ください）			□午 前（午前9時～正午）
□メインアリーナ	□剣道場		□午後A（正午～午後3時）
□サブアリーナ	□柔道場		□午後B（午後3時～午後6時）
□多目的スタジオ			□夜 間（午後6時～午後9時）
□ランニングコース			□午前・□午後 時 分
※1回の利用は3時間を限度			□午前・□午後 時 分
□幼児体育室			□午前・□午後 時 分
※1回の利用は1時間を限度			□午前・□午後 時 分

※許可番号_____

注意

- ※印の箇所は記入しないでください。
- 1人1枚記入してください。
- 用具等を利用した場合は、必ず元の場所に返してください。
- 利用料の減免等を受けようとする場合は、必要な証明書等を提示してください。
- 中学生（義務教育学校の後期課程に就学する生徒を含む。）以下のみで夜間個人使用はできません。

様式第4号（第9条関係）

トレーニングルーム一時利用券・回数券・定期券交付申請書

年 月 日

許可権者（氏 名）様

次のとおり門真市立総合体育館トレーニングルームの一時利用券・回数券・定期券の交付を受けたいので、申請します。

次のいずれかに☑を記入してください	☐	門真市内在住	
	☐	門真市内在勤	勤務先住所（ ）
	☐	門真市内在学	学校名（ ）
	☐	市外	
住 所			電話番号
氏 名	ふりがな		利用時間
			注）1回の利用は3時間を限度
交付申請区分（☑を記入ください）			利用開始時間
☐ 一時利用券	右欄の利用時間を記入してください		☐ 午前・ ☐ 午後 時 分
☐ 回数券			利用終了時間
☐ 定期券	有効期限は購入日から1箇月		☐ 午前・ ☐ 午後 時 分

※定期券番号_____

注意

- ※印の箇所は記入しないでください。
- 中学生（義務教育学校の後期課程に就学する生徒を含む。）以下は利用できません。
- 一時利用券・回数券・定期券は購入者本人以外での使用はできません。
- 利用料の減免等を受けようとする場合は、必要な証明書等を提示してください。
- 利用の際は、トレーニング室利用の注意を守ってください。

一部改正〔令和7年門真市規則31号〕

様式第5号（第11条関係）

門真市立総合体育館利用辞退届

年 月 日

許可権者（氏 名）様

住 所

申請者 氏 名

電 話 （ ）

次のとおり門真市立総合体育館の利用を辞退します。

記

辞 退 の 理 由	
-----------	--

添付書類 門真市立総合体育館利用許可・変更許可書

門真市立総合体育館建物等汚損等届

年 月 日

許可権者（氏 名）様

住 所

申請者 氏 名

電 話 （ ）

門真市立総合体育館建物等を次のとおり（汚損・破損・滅失）しましたので、お届けします。

つきましては、門真市立総合体育館条例第13条の規定に基づき、生じた損害を賠償いたします。

記

利 用 年 月 日	年 月 日
利 用 団 体 名	
汚 損 等 の 場 所	
汚 損 等 の 内 容 又は程度	

門真市立総合体育館利用料金還付申請書

年 月 日

許可権者（氏 名）様

住 所
申請者 氏 名 ⑩
電 話 （ ）

門真市立総合体育館条例施行規則第22条第2項の規定に基づき、次の理由により利用料金の還付を受けたいので、申請します。

記

還 付 の 理 由			
※ 還 付 請 求 額	既納利用料金	利用料金	還付額
	円	円	円

注意

- 1 門真市立総合体育館利用許可書又は利用変更許可書を添付してください。
- 2 ※印の箇所は記入しないでください。

様式第 8 号（第23条関係）

門真市立総合体育館利用料金減免申請書

年 月 日

許可権者（氏 名）様

住 所

申請者 氏 名 ⑩

電 話 （ ）

門真市立総合体育館条例施行規則第23条第 2 項の規定に基づき、次の理由により利用料金の減額又は免除を受けたいので、申請します。

記

利 用 年 月 日	年 月 日
利 用 時 間	☐ 午前 時 分から ☐ 午前 時 分まで ☐ 午後
利 用 団 体 名	
減額又は免除を受けたい理由	

添付書類 門真市立総合体育館利用許可書又は利用変更許可書